第1条（面談指導の実施）

会社は、社員に就業に影響のある身体又は精神の疾患の疑いがある場合、社員に医師への受診を指示することができる。

2.会社は、必要があると認めた場合、社員に対し会社の指定する医師に受診を指示すること

ができる。

3.会社は、診断書を作成した医師に対して面談を求める場合がある。その場合、社員はその

実現に協力しなければならない。

第2条（休職の開始）

　会社は、社員が身体又は精神の疾患を原因として休職を申し出た場合、会社は休職を命ず

ることができる。

2.本人は、前項の場合、医師による診断書を会社に提出しなければならない。

3.医師による診断の結果、身体又は精神の疾患が明らかとなった場合、会社は休職を命ずる

ことができる。

第3条（休職期間）

　休職期間は、入社後●年未満のものは●●ヶ月、●年以上のものは●●ヶ月とする。

2. 復職後、●カ月以内に同一または同様の症状、疾病で再欠勤する場合、従前の休職期間

と通算する。

3.休職期間中の賃金は支給しない。

4.会社は一定期間ごとに休職者から報告を求めることができる。

第4条（復職）

休職者は、医師による診断書を添付して、復職の申し出を行わなければならない。

2.社員の休職事由が消滅したと会社が認めた場合、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難又は不適当な場合は、他の職務に就かせることがある。

3.会社は、必要に応じて会社の指定する医師へ受診させ、診断書の提出を命じる場合がある。

第5条（休職期間満了時）

　休職期間が満了してもなお休職事由が消滅しない場合は、休職期間の満了をもって自然退職とする。